

幕別町消費者被害防止

ネットワークニュース

第5号 平成28年8月1日

発行：幕別町消費者被害防止
ネットワーク事務局
(幕別町消費生活センター)
連絡先：0155-55-5800
設立：平成27年12月18日

高齢者が狙われやすい 詐欺や消費者トラブルの三大特徴

“お金の不安”につけこまる

老後を安心して暮らしたいと願う人たちにとって「お金」は大きな不安材料です。年金が主な収入源の高齢者は、「必ずもうかる」などというセールストークを信じてしまいやすい傾向があります。



“孤独”を狙われる

普段の話し相手が少なくなると、優しい訪問販売員などを招き入れてしまい勧誘され易いのです。

“健康への不安”を利用される

身体機能の低下に不安な心理について、「病気が治る」「血液がサラサラになる」などとウソを言い、高額な健康商品などを勧誘される場合が多いのです。

1人で決めず、たれかに相談しましょう！

「キャッシュカード」が狙われています

金融機関を名乗る男にキャッシュカードなどをだまし取られ、口座から現金を引き出される特殊詐欺被害が相次いでいます。

被害者は高齢者が多く、自宅を訪問してきた男を信用し、カードと暗証番号のメモを渡してしまったそうです。

金融機関が暗証番号を聞くことはありません。不審な電話や訪問を受けたら、すぐに相談してください。



最近の相談事例【SF商法（催眠商法・宣伝講習販売）】-消費生活センターから-

Question (質問)

「来場者に粗品をプレゼント」というチラシを見て、会場に出かけた。販売員の話が楽しくて何度も通ううちに、数ヶ月間で健康食品、布団、磁気治療器を契約した。後になって気がついたら、総額が百万円以上となり、支払えそうにない。商品を返品するので返金して欲しい。契約書はもらっていない。



©KANAGAWA 2013

Answer (回答)

今回のご相談では、契約書を受け取っていなかったため、センターが交渉し、クーリング・オフができました。

- 契約書を受け取った日から8日以内ならばクーリング・オフ（無条件の契約解除）ができます。ただし自ら消費した分は買い取りです。8日を過ぎた場合でもウソの説明をされたり、重要な事実を隠されたり、脅されたり、帰りたいといつても帰らせてもらえないなどの不適切な勧誘があった場合、契約の取消ができます。また、通常の生活に不必要なほど大量な商品の契約は、その後1年間は契約解除ができることがあります。
- 長期間通い続けて販売員と親しくなると勧誘を断りづらくなります。粗品や楽しい話につられず、冷静になって考えましょう。迷ったらその場で契約せず、帰宅して信頼できる人に相談してください。
- ご家族や周りの方は、変わった様子がないか時々確認しましょう。
- 商品の契約に関してお困りの際は、消費生活センターにご相談ください。



幕別町消費生活センター

電話番号：0155-55-5800

相談時間：午前9時～午後4時
(札内は第①③⑤水曜午後7時迄)

幕別相談室

火・木曜日
役場1階相談室
(正面玄関右手)

札内相談室

月～金曜日
札内福祉センター
(電話相談も担当)

忠類相談室

第②④水曜日
忠類コミュニティセンター